

後期高齢者医療制度

問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX 229-5001
三重県後期高齢者医療広域連合 ☎221-6883 FAX 221-6881

第2回 保険給付について知ろう

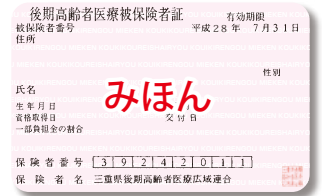
第1回「保険料について知ろう」は、広報津 7月1日号折込紙「後期高齢者医療制度」をご覧ください。

8月1日から保険証がピンク色に

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった医療制度で、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に更新します。新しい保険証(ピンク色)は、7月下旬に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書

留郵便で送ります。現在お持ちの保険証(若草色)の有効期限は7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



知って活用！保険給付と減額認定

自己負担割合は1割または3割

医療機関の窓口では、掛かった医療費の1割または3割を支払います。8月1日からの自己負担割合は、平成26年中の所得金額を基にして判定されます。

所得区分	医療機関で支払う自己負担額
一般	1割
現役並み所得者	3割

※現役並み所得者とは…住民税課税所得145万円以上の被保険者や、その人と同じ世帯にいる被保険者。住民税課税所得金額は、市民税・県民税納税通知書で確認できます。

申請により自己負担割合が変わります

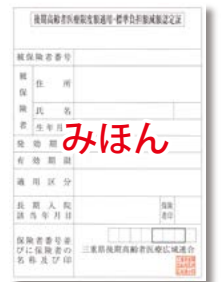
現役並み所得者と判定された人であっても、次の条件に該当する場合は、申請により自己負担割合が3割から1割になります。

同一世帯の被保険者(加入者)数	年間の総収入
世帯の中に「1人」	被保険者の収入額が383万円未満
世帯の中に「2人」以上	被保険者全員の収入額合計が520万円未満
世帯の中に被保険者が「1人」で、70歳以上75歳未満の人がいる	被保険者と70歳以上75歳未満の全員の収入額合計が520万円未満

なお、該当すると思われる人には、6月に基準収入額適用申請書を送付しています。申請を受け付けた翌月から適用されるので、まだ申請していない人は、早めに提出してください。

住民税非課税世帯の人は申請を!

住民税非課税世帯の人は、入院したときに医療機関で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という)を提示すると、一部負担金や入院時の食事代などが減額されます。認定証は、申請により交付します。申請月から減額されますので、早めに申請してください。



● 現在、認定証を持っている人

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所へ返却してください。新しい認定証の交付に必要な申請書は、7月下旬に届く新しい保険証に同封されていますので、申請してください。

● 現在、認定証を持っていない人

申請書は送付されません。平成27年度住民税非課税世帯の人は、申請してください。

こんな時、療養費が支給されます

次のようなとき、申請し必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットやギブスなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
- 手術などで輸血に用いた生血代